

鳥取県公報

毎週火、金に発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

日 次

◇告示

土地改良事業の認可

土地改良事業計画の認可

公共測量の実施
甲表採用保険医療機関の一部改正
解除予定保安林
定期種牡畜検査の実施

告 示

昭和三十七年七月三十日
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百四十八号
昭和三十七年三月一日付で申請のあつた大灘土地改良区の事業計画（暗渠排水）の変更については、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第十条の規定により、昭和三十七年七月二十四日認可した。

昭和三十七年七月三十一日
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百四十七号
昭和三十七年三月一日付で東伯郡赤崎町から申請の

鳥取県告示第四百四十九号
昭和三十七年二月十七日付で申請のあつた、上北条

土地改良区の事業計画（区画整理）の変更については、
 土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第四十八
 条第三項において準用する同法第十条の規定により、昭
 和三十七年七月二十三日認可した。

昭和三十七年七月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十七年七月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十七年七月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百二十号

倉吉市から申請のあつた若土地区災害復旧事業に係る
 換地計画について、土地改良法（昭和二十四年法律第二百
 九十五号）第九十六条の三において準用する同法第五十
 二条第一項の規定により、昭和三十七年七月二十六日認
 可したから、同条第八項の規定により告示する。

昭和三十七年七月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十七年七月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百二十一号

昭和三十七年三月三日付けで岩美郡国府町から申請の

鳥取県告示第四百二十三号

測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第三十九条
 において準用する同法第十四条第一項の規定により、日

鳥取県告示第四百二十二号

由良町桜池土地改良区から申請のあつた換地計画につ
 いて、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第
 五十二条第一項の規定により昭和三十七年七月二十六日
 認可したから、同条第八項の規定により告示する。

昭和三十七年七月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十七年七月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

本電信電話公社中国電気通信局長から次のとおり公共測
 量を実施する旨の通知があつたので、同条第三項の規定
 により告示する。

昭和三十七年七月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十七年七月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十七年七月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 作業種類 縮尺二千五百分の一電信電話地図作成測

量（航空写真測量）

二 作業期間 昭和三十七年七月下旬から

昭和三十七年八月下旬まで

三 作業地域 岩美郡岩美町

鳥取県告示第四百二十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による

療養に要する費用の額の算定方法（昭和三十一年厚生省
 告示第二百七十七号）の別表第一診療点数表（甲表）採用

保険医療機関（昭和三十七年五月鳥取県告示第二百四十
 三号）の一部を次のように改正し、昭和三十七年四月一日
 から適用する。

昭和三十七年七月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十七年七月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十七年七月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百二十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ

三第一項の規定により、次のように保険医療機関及び保
 険薬局を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指
 定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭
 和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示す
 る。

昭和三十七年七月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十七年七月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十七年七月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| | | |
|------------------------|------------|------|
| 名 称 所 在 地 診療科名 開設者 指定年 | 月 日 | 点数表用 |
| 森下 医院 八頭郡河原内 小兒科 森下卓郎 | 昭和三十一年七月二日 | |
| 町河原 小兒科 森下卓郎 | 昭和三十一年七月二日 | |
| 森下 医院 八頭郡河原内 小兒科 森下卓郎 | 昭和三十一年七月二日 | |

00923

(第3種郵便物)
(認)

5 昭和37年7月31日 火曜日 鳥取県公報 第3347号

| | | |
|------|------|----------------------|
| 九日 | 九時 | 西伯郡岸本町岸本 |
| 午後一時 | 八時 | 岩美郡岩美町浦富家畜検査場 |
| 十日 | 午前九時 | 西伯郡船岡町船岡家畜市場 |
| 十一日 | 午後一時 | 西伯郡会見町手間農業協同組合 |
| 十二日 | 午前九時 | 午後一時 西伯町法勝寺家畜市場 |
| 午後一時 | 八時 | 午前九時 八頭郡河原町河原農業協同組合 |
| 午後二時 | 九時 | 午前九時 日野郡溝口町溝口家畜市場 |
| 午前九時 | 十時 | 午前九時 米子市夜見町弓ヶ浜駅前 |
| 午後二時 | 十一時 | 午後二時 境港市余子家畜検査場 |
| 午前九時 | 十二時 | 午前九時 日野郡日南町生山家畜保健衛生所 |
| 午後二時 | 十三時 | 午後二時 気高郡鹿野町小鷺河農業協同組合 |
| 午後二時 | 十四時 | 午後二時 気高町浜村家畜市場 |
| 午前十時 | 十五時 | 午前十時 鳥取市 明治 |
| 午後一時 | 十六時 | 午後一時 古海家畜市場 |

00922

(第3種郵便物)
(認)

松田 // 中村

町二丁目

歯科

中村守正

六月二十日

日野郡日野 内科、放小兒科、射線科 松田泰彦 //

三日

鳥取県種牡畜検査条例(昭和二十四年三月鳥取県条例第十一号)第五条第二項の規定に基づき、山羊に係る定期種牡畜検査を次の日程により実施する。

昭和三十七年七月三十一日

鳥取県告示第四百二十六号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十七年七月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

日野郡溝口町大内字舛水原二一〇六九ノ六〇所在の

保安林

指定の目的 水源かん養

解除の理由 指定理由の消滅

申請者住所氏名 東京都千代田区内幸町 日本放送協

会健康保険組合 理事長 加藤俊二

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県

検査日程

検査月日 検査時間 検査場所

八月 四日 午前十時 西伯郡淀江町淀江家畜市場

六日 午前十時 西伯郡名和町名和

午後一時 大山町所子家畜保健衛

午後一時 米子市勝田町米子

午前九時 鳥取市吉方鳥取家畜市場

午後一時 岩美郡国府町宇倍野

午前九時 八頭郡河原町西郷

午後一時 倉吉市八屋倉吉家畜市場

午前九時 八頭郡河原町西郷

午後一時 倉吉市八屋倉吉家畜市場